

愛知県教育委員会教育長 様

2018年7月13日

職員の、「不祥事」事案の取り組みについて、被処分対象者の、克服プログラム、もしくは更生プログラム（便宜上表記する）を確立することを求める請願

住所

氏名

宮崎邦彦

請願の経過、趣旨

- (1) 2018年6月8日、職員処分の発表を知る。
- (2) 2018年7月10日（資料1 通知書参照）、開示請求で、該当文書（資料2 22枚）を受け取る。
- (3) この開示された文書からは、これまで指摘してきたところであるが、行政において「事情聴取録」が作成されていない。処分を受けた職員に関する、不祥事、事件に至る、1 事実確認・確定のための聴取記録 2 その事件を起こすに至った動機、背景、3 事件に至ったきっかけ、（背中を押した状況等）4 なぜ、不祥事に走らせることになったかの原因、ある意味自虐的ともいえる気持ち、などを明確にすることはできない。仮に唐突もない行為であったとしても、それなりに理由があるはずである。その理由が明らかにならなければ再度繰り返される可能性が、大である。これでは被害者感情として納得できないことも確かである。その責任を果たすのは、行政にあることは確かである。
- (4) 非違行為報告書では、現象面は記載されているかもしれないが、処分された職員の、心情的なことも含め、不明である。なぜという気持ちは、晴れないし、この文面（資料2）だけからは、まったく理解できない。
- (5) 仮にこの内容（資料2）で謝罪をしたとしても、県教委職員も含め何を謝罪したのか、他の不祥事の時（報道）と同様にいつも疑問に思うところである。謝罪したことにしていいのかという疑問である。
- (6) 少なくとも、県教委は責任をもって、処分を受ける職員のこれまで、さらに今後のために、事案の問題克服のために、前記（3）1から4のことについては、処分を受ける職員が自らを振り返った、事実確認等を行い、検証をすることをしてもらうことが謝罪につながるのではないかといえる。その中から自ら（被処分者）の今後のことも想定できるのではないかといえる。

請願事項

- 1 不祥事を起こした職員には、「免職」が決まった職員も含め、克服プログラムを受けてもらうことを制度化する事。（義務化すること）
- 2 不祥事を起こした職員の、少なくとも 前記（3）記載の内容等の、事情聴取録を作成する事。

添付資料 資料1（通知書 原本6枚）、資料2（開示文書 原本22枚）

愛知県教育委員会

30.7.13

請願第11号